

## 第七十四号議案

### 仙台市消防関係手数料条例の一部を改正する条例

令和四年二月八日提出

仙台市長 郡 和子

仙台市消防関係手数料条例の一部を改正する条例

仙台市消防関係手数料条例（平成十二年仙台市条例第二十二号）の一部を次のように改正する。  
別表三十二の項の八中「十一万円」を「九万八千円」に改め、同表三十四の項中「一万七千円」を「一万五千円」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

理 由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正を考慮し、保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査等に関する手数料を改定するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。